

令和8年度 第3回 清里区地域協議会次第

日時：令和8年7月23日（木）

午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ

3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について … 資料1
- ・令和8年度 第1回清里区公共交通懇話会の開催結果について … 資料2

5 自主的な審議

- ・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について
- ・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

6 その他

- ・令和8年度 第4回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和8年8月27日（木）午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

7 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	清里区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	8
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	8
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	4
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	1
上記のいずれかの取組を実施	220/223	9/9

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、 年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	清里区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	1
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	2
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	1
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	2
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	6
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【清里区】**

別紙 2

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	清里コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	清里活性化交流施設	○	○	農政課
4	上越清里星のふるさと館	○	○	社会教育課
5	櫛池地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
6	清里地区公民館	○		社会教育課
7	清里スポーツセンター	○	○	スポーツ推進課
8	清里スポーツ公園	○	○	スポーツ推進課

公の施設白書

(令和6年度実績・清里区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

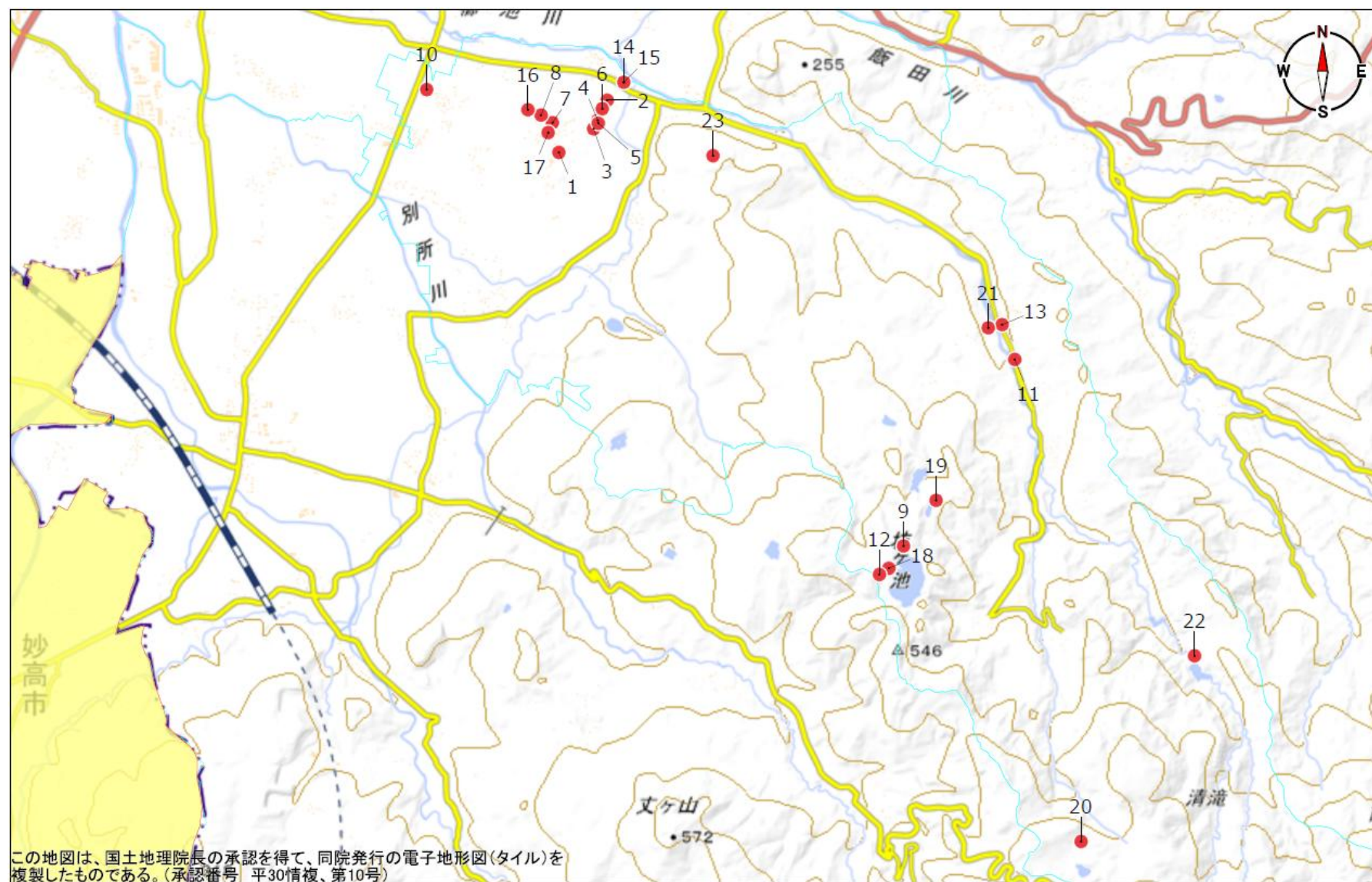
3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立清里小学校	小学校	コンクリ	42/47	3,337.00	82	24,767	302,037	直営	別の計画等
2	上越市立清里中学校	中学校	木造	16/22	3,861.00	43	24,558	571,116	直営	別の計画等
3	きよさと保育園	保育園	コンクリ	23/47	1,249.56	48	48,305	1,006,354	直営	別の計画等
4	清里生活支援ハウス	高齢者共同 住宅・生活支援 ハウス	コンクリ	34/50	570.00	12	8,846	737,167	指定管理	現状維持
5	国民健康保険清里診療所	医療機関	木造	21/24	461.90	6,392	-34,709	-5,430	直営	現状維持
6	清里歯科診療所	医療機関	木造	31/24	255.03	2,740	492	180	直営(業務委託)	現状維持
7	清里スポーツセンター	体育館	コンクリ	27/47	2,768.40	26,108	11,384	436	直営(業務委託)	現状維持
8	清里スポーツ公園	多目的広場・ グラウンド	木造	31/-	115.20	1,347	1,098	815	直営(業務委託)	現状維持
9	清里農村体験宿泊休憩施設	宿泊温浴施設	コンクリ	30/47	1,903.39	4,015	1,556	388	-	貸付又は譲渡
10	武士作業施設	産業振興施設	鉄骨	29/31	300.00	0	0	-	直営	後期適正配置
11	棚田作業施設	産業振興施設	木造	52/15	121.73	0	-9	-	直営	貸付又は譲渡
12	上越清里星のふるさと館	学習施設	鉄骨	31/40	770.77	6,431	21,676	3,371	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	櫛池地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	45/47	2,604.57	242	1,238	5,116	直営	現状維持
14	清里地区公民館	公民館	コンクリ	0.78	3,345.69	0	13	—	直営	現状維持
15	清里コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	コンクリ	39/50	3,345.69	13,105	16,395	1,251	直営(業務委託)	現状維持
16	清里活性化交流施設	貸館・交流施設	鉄骨	23/34	1,393.78	3,883	2,236	576	直営(業務委託)	現状維持
17	特定公共賃貸住宅 平成特定公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	木造	22/22	640.12	12	-1,712	-142,667	直営	別の計画等
18	清里坊ヶ池湖畔公園	中規模公園	—	39/—	10.80	—	427	—	直営	別の計画等
19	駒池地区休憩施設	農村公園	—	23/—	0.00	—	76	—	直営	別の計画等
20	菅池・櫛池地区休憩施設	農村公園	—	25/—	0.00	—	81	—	直営	別の計画等
21	櫛池隕石落下公園	農村公園	—	30/—	0.00	—	460	—	直営	別の計画等
22	梨平地区うるおい施設	農村公園	—	35/—	0.00	—	24	—	直営	別の計画等
23	荒牧地区うるおい施設	農村公園	—	26/—	0.00	—	120	—	直営	別の計画等
	小計					64,460	127,322	1,975		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「清里コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (午後 5 時から午後 9 時までは 予約があるときのみ)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

「清里活性化交流施設」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

日曜日や午後 9 時以降の利用者が少ない実態があることから、日曜日を休館日にして週休 2 日にするとともに、午後 10 時までの開館時間を午後 9 時までに見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>日曜日、月曜日、</u> 年末年始	【条例】 年末年始 【実際の設定】 月曜日、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間	<u>800 円</u>	680 円
小会議室	につき	<u>150 円</u>	120 円
研修室	1 時間につき	<u>150 円</u>	110 円
調理室		<u>300 円</u>	210 円
交流広場		<u>600 円</u>	510 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「上越清里星のふるさと館」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を夜間の利用状況に合わせた運営とするとともに、職員の負担の軽減や勤務のバランスを整え、引き続き安定した施設運営とサービスの維持が図られるよう見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1～1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	【プラネタリウム及び学習室】 午前 10 時から午後 5 時まで 【天体観測ドーム】 午前 10 時から午後 5 時 (土曜日並びに 5 月、6 月、8 月、 9 月及び 10 月の金曜日にあつて は、午後 9 時)まで	【プラネタリウム及び学習室】 午前 10 時から午後 5 時まで 【天体観測ドーム】 午前 10 時から午後 5 時 (土曜日並びに 5 月、6 月、8 月、 9 月及び 10 月の金曜日にあつて は、午後 10 時)まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>月曜日及び木曜日</u> (休日の場合は 翌日)、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日	火曜日 (休日の場合は翌日)、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
個人	大人	1人につき	<u>600 円</u>	460 円
	小・中学生		<u>400 円</u>	310 円
団体（20人以上）	大人		<u>500 円</u>	380 円
	小・中学生		<u>300 円</u>	230 円
プラネタリウムを利用する個人	大人		<u>700 円</u>	620 円
	小・中学生		<u>500 円</u>	410 円
プラネタリウムを利用する団体	大人		<u>600 円</u>	510 円
	小・中学生		<u>400 円</u>	310 円

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室（開館時間以外の利用）	大人 1 人	<u>2,400 円</u>	2,200 円
	小・中学生 1 人	<u>1,200 円</u>	1,100 円

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室	1 室 1 時間につき	<u>1,000 円</u>	800 円
天体観測ドーム（指導員つき）		<u>2,400 円</u>	2,200 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

「櫛池地域生涯学習センター」 開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間、休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯、曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>年末年始</u>	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 時間につき	<u>700 円</u>	600 円
会議室		<u>500 円</u>	470 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「清里地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を、清里地区公民館を設置している清里コミュニティプラザの見直し内容に合わせて変更します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (午後 5 時から午後 9 時までは 予約があるときのみ開館)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

「清里スポーツセンター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	【条例】 年末年始 【実際の設定】 水曜日、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ アリーナの占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バスケットボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

- アリーナの暖房設備は、1 時間あたりの運用コストが現行料金に比べて過大であるため、激変緩和措置の上限である現行使用料を 1.5 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定
- アリーナの共用利用、温水シャワー、ステージ、研修室、会議室、トレーニングルーム、ランニング走路は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	<u>1,600 円</u>	1,160 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	310 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	320 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,280 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	160 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	640 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
	暖房設備		1 時間につき	<u>400 円</u>	250 円
	温水シャワー		1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円
ステージ	占用利用		1 時間につき	<u>300 円</u>	240 円
研修室	占用利用			<u>400 円</u>	360 円
会議室	占用利用			<u>400 円</u>	240 円
トレーニング グループム	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
ランニング 走路	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	160 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	640 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>100 円</u>	80 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	320 円
			回数券 (11 回分)	<u>1,000 円</u>	なし

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「清里スポーツ公園」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日（受付窓口である清里スポーツセンターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、 <u>12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u>	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 水曜日、11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 m²以上の一般施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
グラウンド	占用利用	1 時間につき	<u>400 円</u>	240 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和 8 年度 第 1 回清里区公共交通懇話会 次第

日 時：令和 8 年 7 月 3 日（金）
午後 2 時 0 0 分から

会 場：清里区総合事務所 3 階 第 3 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

(1) 令和 7 年度 路線バス清里線及び三針線の利用状況について … 資料 1

(2) 令和 7 年度 市営バス櫛池線の利用状況について … 資料 2

(3) 令和 8 年度 くしりんバスの利用状況について … 資料 3

(4) 次期総合公共交通計画の策定について … 資料 4

5 その他

6 閉 会

令和7年度 路線バス清里線及び三針線の利用状況について

(人)

路線名		令和5年度 (R4.10～R5.9) (参考)			令和6年度 (R5.10～R6.9) (参考)			令和7年度 (R6.10～R7.9)		
		輸送人員	1便 当たりの 利用者数	評価結果 (※)	輸送人員	1便 当たりの 利用者数	評価結果 (※)	輸送人員	1便 当たりの 利用者数	評価結果 (※)
清里線	幹線	19,089	3.2	Ⅲ運行の 効率化	21,799	3.7	Ⅲ運行の 効率化	22,817	4.1	Ⅲ運行の 効率化
三針線	支線	1,687	0.6	Ⅰ路線廃止・ 互助への転換	952	0.4	Ⅰ路線廃止・ 互助への転換	1,527	0.7	Ⅰ路線廃止・ 互助への転換

※上越市第2次総合公共交通計画（後期再編計画）に記載の基準にて評価。

評価基準は下記のとおり。

幹線は、1便当たりの利用者数が、5人以上は「Ⅳ現状維持」、5人未満は「Ⅲ運行の効率化」

支線は、1便当たりの利用者数が、5人以上は「Ⅳ現状維持」、1人以上5人未満は「Ⅱ運行形態の転換」、1人未満は「Ⅰ路線の廃止、互助への転換」

令和 7 年度 市営バス櫛池線の利用状況について

令和 7 年度市営バス櫛池線利用実績

【平日利用状況】

出発時刻 稼働日数		①赤→清	②赤→清	③赤→清	④清→赤	⑤赤→清	⑥清→赤	⑦清→赤	⑧赤→清	⑨清→赤	⑩赤→清	⑪清→赤	⑫清→赤	利用者数（人）		
		6:25	7:19	8:30	10:20	11:10	11:55	13:43	14:50	16:00	16:55	17:40	19:00	赤→清	清→赤	合計
		1 便当たり利用者数（人）														
4月	21	0	31	23	18	1	12	11	2	22	1	0	0	58	63	121
		0.00	1.48	1.10	0.86	0.05	0.57	0.52	0.10	1.05	0.05	0.00	0.00	0.46	0.50	0.48
5月	20	0	27	13	9	1	6	8	3	20	1	0	0	45	43	88
		0.00	1.35	0.65	0.45	0.05	0.30	0.40	0.15	1.00	0.05	0.00	0.00	0.38	0.36	0.37
6月	21	1	23	18	10	2	5	7	0	23	1	0	0	45	45	90
		0.05	1.10	0.86	0.48	0.10	0.24	0.33	0.00	1.10	0.05	0.00	0.00	0.36	0.36	0.36
7月	22	0	26	24	22	1	6	4	1	21	1	0	0	53	53	106
		0.00	1.18	1.09	1.00	0.05	0.27	0.18	0.05	0.95	0.05	0.00	0.00	0.40	0.40	0.40
8月	17	1	19	14	8	0	7	6	0	18	2	0	0	36	39	75
		0.06	1.12	0.82	0.47	0.00	0.41	0.35	0.00	1.06	0.12	0.00	0.00	0.35	0.38	0.37
9月	20	0	21	16	7	2	8	11	1	16	2	1	0	42	43	85
		0.00	1.05	0.80	0.35	0.10	0.40	0.55	0.05	0.80	0.10	0.05	0.00	0.35	0.36	0.35
10月	22	2	24	21	14	2	7	11	0	21	1	0	0	50	53	103
		0.09	1.09	0.95	0.64	0.09	0.32	0.50	0.00	0.95	0.05	0.00	0.00	0.38	0.40	0.39
11月	18	0	18	21	9	0	13	7	0	11	1	0	0	40	40	80
		0.00	1.00	1.17	0.50	0.00	0.72	0.39	0.00	0.61	0.06	0.00	0.00	0.37	0.37	0.37
12月	20	0	27	16	6	3	13	8	1	19	0	0	0	47	46	93
		0.00	1.35	0.80	0.30	0.15	0.65	0.40	0.05	0.95	0.00	0.00	0.00	0.39	0.38	0.39
1月	19	0	17	12	8	0	3	7	0	15	1	0	0	30	33	63
		0.00	0.89	0.63	0.42	0.00	0.16	0.37	0.00	0.79	0.05	0.00	0.00	0.26	0.29	0.28
2月	18	0	22	17	7	3	5	9	6	19	1	0	0	49	40	89
		0.00	1.22	0.94	0.39	0.17	0.28	0.50	0.33	1.06	0.06	0.00	0.00	0.45	0.37	0.41
3月	21	2	21	17	1	5	15	8	1	20	1	0	0	47	44	91
		0.10	1.00	0.81	0.05	0.24	0.71	0.38	0.05	0.95	0.05	0.00	0.00	0.37	0.35	0.36
合計	239	6	276	212	119	20	100	97	15	225	13	1	0	542	542	1,084
		0.03	1.15	0.89	0.50	0.08	0.42	0.41	0.06	0.94	0.05	0.00	0.00	0.38	0.38	0.38

※網掛けは終日デマンド

令和7年度市営バス櫛池線利用実績
【土休祝祭日利用状況】

出発時刻 稼働日数		①赤→清	②赤→清	③赤→清	④赤→清	⑤清→赤	⑥清→赤	⑦赤→清	⑧清→赤	⑨清→赤	⑩清→赤	利用者数（人）		
		6:40	8:32	9:27	11:15	11:55	13:43	15:20	16:01	16:44	17:40	赤→清	清→赤	合計
		1 便当たり利用者数（人）												
4月	9	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	3
		0.00	0.11	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.04	0.02	0.03
5月	11	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	2	3	5
		0.00	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.04	0.05	0.05
6月	9	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3	1	4
		0.11	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11	0.00	0.07	0.02	0.04
7月	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.01
8月	14	0	3	0	0	0	0	1	0	2	0	4	2	6
		0.00	0.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.14	0.00	0.06	0.03	0.04
9月	10	0	2	0	0	0	0	1	0	2	1	3	3	6
		0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.20	0.10	0.06	0.06	0.06
10月	9	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	4	6
		0.00	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.22	0.04	0.09	0.07
11月	12	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2
		0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.02
12月	11	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	4	6
		0.00	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.18	0.18	0.04	0.07	0.05
1月	12	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3
		0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.08	0.02	0.03	0.03
2月	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.01
3月	10	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2
		0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.02	0.02	0.02
合計	126	1	17	0	1	0	1	4	0	15	6	23	22	45
		0.01	0.13	0.00	0.01	0.00	0.01	0.03	0.00	0.12	0.05	0.04	0.03	0.04

※網掛けは終日デマンド

令和7年度 市営バス櫛池線利用実績
【年間の利用状況】

区分	稼働日数	稼働便数	利用者数	1 便当たりの利用者数
平日	239	2,868	1,084	0.38
土休 祝祭日	126	1,260	45	0.04
合計	365	4,128	1,129	0.27

【参考】
令和6年度 市営バス櫛池線利用実績
【年間の利用状況】

区分	稼働日数	稼働便数	利用者数	1 便当たりの利用者数
平日	241	2,892	1,275	0.44
土休 祝祭日	124	1,240	41	0.03
合計	365	4,132	1,316	0.32

令和8年度 清里区住民主導型コミュニティ交通事業 くしりんバス利用状況

便 数			櫛池①	櫛池②	しみず屋行き (往復)		菅原 環状①	櫛池③	櫛池④	菅原 環状②	櫛池⑤	櫛池⑥	櫛池線 (6便)	しみず屋 行き (2便)	菅原 環状線 (2便)	合計
出発時刻 稼働日数			赤→清	赤→清	赤→清→菅→し し→菅→清→赤		清→清	清→赤	清→赤	清→清	清→赤	清→赤				
			7:18 櫛池線	8:12 櫛池線	8:46	10:17	10:30 菅原 環状線	11:00 櫛池線	12:00 櫛池線	13:40 菅原 環状線	14:09 櫛池線	16:01 櫛池線	1 便当たり利用者数 (人)			
事務所発	しみず屋発															
曜日	月～木	金			※ (毎週金曜日)											
4月	17	4	30	17	14	14	4	11	4	0	4	24	90	28	4	122
			1.43	0.81	3.50	3.50	0.19	0.52	0.19	0.00	0.19	1.14	0.71	3.50	0.10	0.69
5月	13	5	20	22	29	29	2	15	5	0	3	20	85	58	2	145
			1.11	1.22	5.80	5.80	0.40	0.83	0.28	0.00	0.17	1.11	0.79	5.80	0.06	0.94
6月	18	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7月	17	5											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8月	16	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9月	15	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10月	16	5											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11月	15	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12月	16	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1月	15	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2月	14	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3月	18	4											0	0	0	0
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	190	51	50	39	43	43	6	26	9	0	7	44	175	86	6	267
			0.21	0.16	0.84	0.84	0.12	0.11	0.04	0.00	0.03	0.18	0.12	0.84	0.01	0.13

(0.88)

(1.20)

※網掛けは終日デマンド

○次期総合公共交通計画について

(1) 策定の目的

現在、「第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」及び「上越市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、バス路線の再編等を実施しているが、これらの計画は令和9年度に終期を迎える中、当市の公共交通に関する課題に対し、運行の効率化と利便性の向上の両方に配慮した、当市の将来の地域公共交通のあり方を反映する「次期総合公共交通計画」の策定が必要であるため。

(2) 計画の基本事項

ア 法的位置付け

地域公共交通計画
(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定により、当該計画を作成することが求められている。(努力義務))

イ 計画期間

中間見直しを含め、令和10年度を初年度とする8年程度を想定

ウ 計画区域

上越市全域

○次期総合公共交通計画の策定に当たって

(1) 当市の地域公共交通を取り巻く課題

ア 高齢者の移動手段確保の必要性

従来の路線バスに加え、予約型コミュニティバスなど、高齢者の通院や買物で利用しやすい交通手段を確保すること。

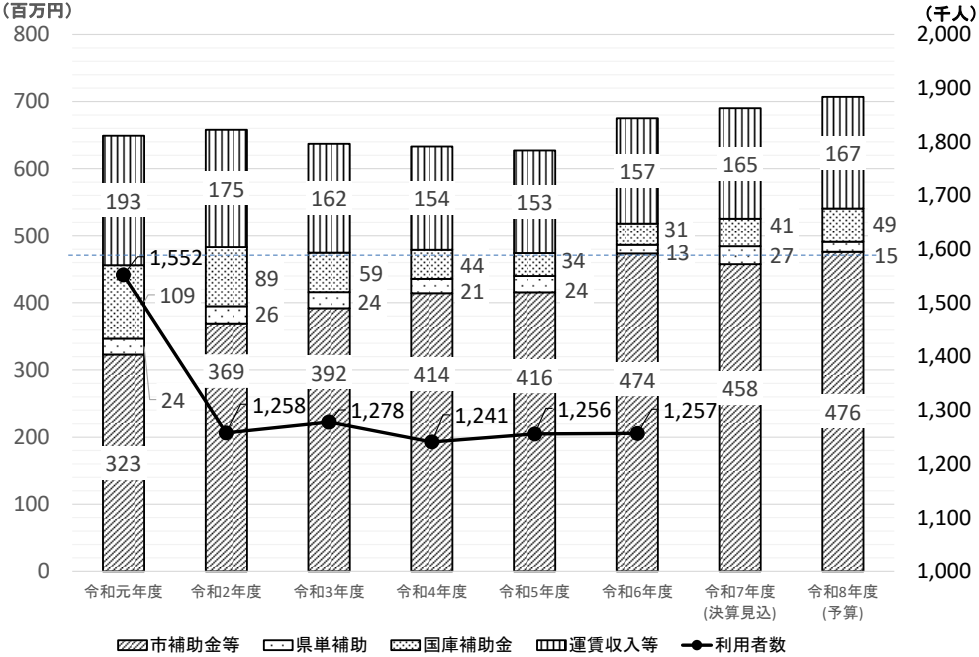
イ 利用者数の減少と財政負担の増加

人口減少や少子化等の要因に伴うバス利用者の減少を抑制することに加え、物価高騰や人件費の上昇による市財政負担額の増加を抑制すること。

ウ 運転手不足

全国的に必要なバス運転手の確保が難しい状況が続いている中で、持続的な公共交通ネットワークを構築すること。

(路線バスの利用者数と財政負担の推移)



(2) 調査実施事項

①現計画の評価・検証

「第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)」にて設定した基本方針や目標及びバス路線の再編計画の達成状況の評価検証し、その結果を踏まえ次期計画を策定する。

②意見聴取

交通事業者や各地域団体（地域公共交通懇話会やまちづくり団体等）に対し、地域交通の現状を踏まえた意見や要望等の聞き取りを実施し、潜在的な需要等を把握する。

③アンケートの実施

市民及び高校生にアンケートを行い、市内の公共交通の利用に関する現状や認識等を整理する。

④乗降調査

実際の利用状況を把握し、その結果を踏まえて各地区の再編案を検討する。

⑤環境変化に関する情報収集

国や地方自治体における新たな取組や動向、新技術の活用・普及等について情報収集し、次期計画に記載する事項を整理する。

(3) 策定スケジュール（予定）

年	月	項目
令和8年	5月～	○各区の現状の把握・分析 ・懇話会、交通事業者、地域の団体との意見交換 等 ○現行計画の評価・検証 ○全市的な現状の把握・分析 ・市民、高校生アンケート ・乗降調査 等
	～11月	計画の基本方針、評価等の作成
令和9年	～3月	各地区の再編案の検討・作成
	3月	次期公共交通計画（素案）作成
	4月～9月	交通事業者や各区公共交通懇話会等での意見交換
	12月	次期公共交通計画（案）に関する協議会での協議
令和10年	3月	次期公共交通計画策定

(参考) これまでの取組

基本計画	実施計画	主な取組内容
総合交通計画 (H17～H26)	総合交通計画（実施計画）（H17～H26）	・スクール混乗バスの導入
	地域公共交通総合連携計画（H21～H26）	・市街地循環バスの導入
	バス交通ネットワーク計画（H24～H26）	・乗合タクシーの導入 ・予約型乗合バスの導入
総合公共交通計画 (H27～H31)	バス交通ネットワーク再編計画（H28～H31）	・幹線バスの重複解消
	地域公共交通再編実施計画（H28. 10～H31）	・路線バスの病院、商業施設乗入 ・スクール混乗バスの導入
第2次総合公共交通計画 (R2～R9)	地域公共交通利便増進実施計画（R7. 3～R9）	・既存路線における「幹線」区間と「支線」区間の分割 ・スクール混乗バスの導入 ・複数路線の統合による効率化 ・予約型コミュニティバスの導入 ・路線廃止と互助による輸送への転換